

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示 平成 2 7 年 (ク) 第 1 5 0 号

決 定 日 平成 2 7 年 3 月 6 日

裁 判 所 最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷

裁 判 長	大	橋	正	春
裁 判 官	岡	部	喜 代	子
裁 判 官	大	谷	剛	彦
裁 判 官	木	内	道	祥
裁 判 官	山	崎	敏	充

当 事 者 等 抗 告 人 岩 崎 信

原 裁 判 の 表 示 福岡高等裁判所宮崎支部平成26年(ラ)第94号(平成26年12月15日決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

平成27年3月6日

最高裁判所第三小法廷

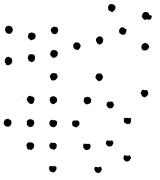
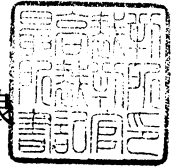
裁判所書記官 白 井 千 浪 (印)

これは正本である。

平成 27 年 3 月 6 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 白井千浪



平成 27 年 (ク) 第 150 号

返 還 書

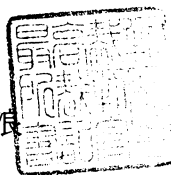
予納者 岩 崎 信 殿

予納を受けた郵便切手について、使用残額 642 円を返還します。
お手数ながら別紙の受領書を提出してください。

平成 27 年 3 月 6 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 白 井 千 浪



郵便切手内訳表		
額面	枚数	金額
1000		
500		
430		
400		
300		
200		
100	6	600
80		
50		
40		
30		
20		
10	4	40
2	1	2
計	11	642

----- 切 取 線 -----

平成 27 年 (ク) 第 150 号

受 領 書

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 殿

郵便切手 円分を受領しました。

平成 年 月 日

氏名

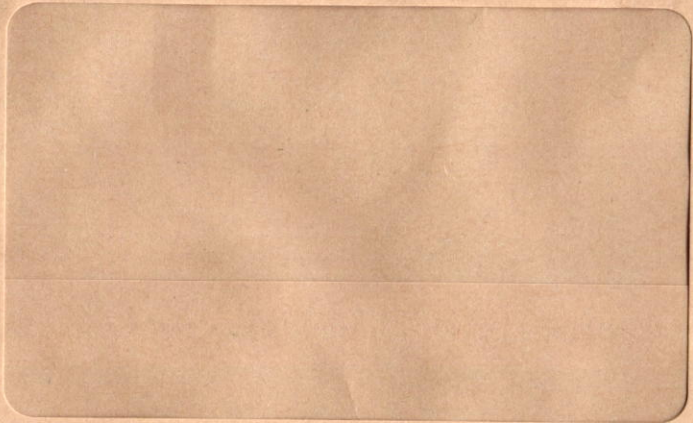
印

〒 8 8 9 - 0 1 0 2

宮崎県延岡市北川町長井4940

岩 崎 信 殿

平成27年(ク)第150号



簡易書留

最高裁判所第三小法廷
郵便番号 102-8651
東京都千代田区隼町4番2号
電話 03(3264)8111